

学内ネット利用ライセンス制による情報倫理教育の展開

Information Ethics Education by introducing Campus Network License System

福森幸久

産能大学情報管理課

Abstract: Education regarding good manner and risks involved in the IT field is at present not conducted on a formal basis. Sanno University introduced a license policy for all students with the aim of acquiring ethical knowledge of computer technologies as of April 1, 2002. As a user of "SIGN" (Sanno Information Galaxy Network), Sanno University's campus-wide network, all students are required to understand the guidelines for SIGN and all security procedures for using their mobile computers. The license policy includes a penalty system. Users who break the rules are prohibited from accessing the campus network. As a result of efforts concerted by Sanno faculty and staff, a majority of students hold the license at the present time. Student evaluation of the license system, as users, has been favorable. This paper deals with our desire to make ethical uses of computer technologies, not as a moral issue, but as a campus policy, including students' responses and suggestions for improvement.

Keywords: information ethics education, network literacy, network license system

1. はじめに

大学では一般に、情報機器やインターネットを利用する際のマナーやリスクを理解させる教育は、情報リテラシー関連の授業やネットワーク接続申請の許可時などに単発的に実施されている場合が多いのが現状である。

そこで、2001年度の情報設備更新を機に、一過性の知識ではなく常識としての情報倫理知識を学生に身につけさせることを目的として、学内情報ネットワーク“SIGN”(Sanno Information Galaxy Network)の利用許可を制度化して展開している産能大学の事例について報告する。

2. SIGN利用ライセンス制度

産能大学では、2001年10月より学生の情報倫理修得を踏まえた学内制度の在り方を検討し、2002年度より全学的な制度として「SIGN利用ライセンス制度」を発足させるこ

ととなった。これは、SIGNへの接続を講習受講と理解度テストの合格を条件にライセンスの形式で認定する制度であり、利用内規に基づいて制定された「運用細則」と「利用の規制に関する細則」により運営される。

制度対象は通学制の全学生である。これはSIGNに接続することを前提とした授業や情報サービスが定常的に提供されるため、すべての学生は接続に必要なIDを保持する必要があるからである。このため、1年次生は前学期の第1週の授業において当該制度に関する講習を受講し、「仮ライセンス証」を取得する。さらに後学期に再度、講習受講と理解度テストの合格を条件に本ライセンス証への切り替えを行う。ライセンスの有効期間は年度内であり、翌年度には改めてライセンス更新の講習受講と理解度テストを行い、以後、年度単位で更新を行うこととなる。

この制度における反則行為は、「利用の規制に関する細則」の第3条から第12条に規定されている。各条の内容を列挙すると「利用マナー」「認められた機器以外の接続」「設備

Yukihisa Fukumori
Sanno University
E-mail:FUKUMORI_Yukihisa@hj.sanno.ac.jp

の破壊・持ち出し」「不正アクセス」「知的財産権侵害」「公序良俗違反」「犯罪と認定される行為」「システム妨害」「営利行為」「携帯パソコンの利用ルール」となり、それぞれに反則点数の範囲が決められている(表1)。

反則行為が発覚した場合、マナー違反等の軽微な反則についてはその場で注意のうえ反則点が付加されデータベースに登録される。反則点に幅があるものについては情報システム運営委員会で審議され、規定の範囲内で付加する反則点が決定される。

この反則点の合計が5点に達した場合、無条件に1週間の接続停止処分となる。さらに重い反則については、その点数により1ヶ月からライセンス取消しまでの段階的処分が規定されている(表2)。

とはいえ、この制度は、学生を取り締まり、処分することを主眼とするものではなく、産能大学のすべての利用者が快適に学習できる環境を維持すること、学生が「知らない」ことにより被害・加害の当事者となることを

防止すること、在学中に「情報倫理」を体得し社会での実践に結び付けること、の3点を制度目的としており、特に「即戦力養成、実践教育」を旨とする本学の特性を踏まえ、の社会に出ての実践を期するものである。

3. 制度定着のための活動

この制度の創設にあたっては、2002年度前学期を理解促進のための試行期間、後学期より本格稼働の実施とし、前学期における学生への啓蒙活動を重点化したタイムスケジュールを設定した。

これに従い、1年次生に対しては必修の「基礎ゼミ」において「ライセンス制度の説明と仮ライセンス証の交付、及び誓約書の回収」、「携帯パソコンのセキュリティ対策」、「著作権の理解」の3コマの情報倫理関連授業を実施し、後学期第2週にはライセンス制度の復習とWebによる理解度テストを実施の上、本ライセンス証の交付を行った。

一方、2年次生以上に対しては、4月下旬から夏休みにかけて、全58回の制度説明会と理解度テストを実施し、誓約書の回収とライセンス証交付を実施した。

また、テストの成績が基準に満たない学生については呼出しを行い、基準到達まで繰り返し受験させることとした。

さらに、後学期においては、期限を付した警告を事前に行った上で、ライセンス未取得者のSIGNへの接続停止処置を実施し、窓口を訪れた未取得者に対しては、ストリーミング形式やビデオ形式で作成した制度解説の視聴と理解度テストを科した上で、誓約書を回収し、ライセンス証を交付した。

この結果、2002年度末の時点で在籍学生の90.8%にライセンスを交付するに至った。この数字を1年次～3年次生に限定した場合、96.4%の交付率となり、「学校に来ている学生のほぼ全員がライセンスを保持する」状況

表1 反則点数一覧

反則点数	処 分
5点	利用停止 1週間
10点	利用停止 1ヶ月
15点	利用停止 3ヶ月
20点	利用停止 6ヶ月
25点	利用停止 12ヶ月
30点	利用ライセンスの取消し

反則点に幅のあるものについては、悪質性、影響度等を踏まえ、情報システム運営委員会にて審議の上決定。

表2 反則点数と処分

条	条 項	反則点
第3条	利用マナー	1
第4条	認められた機器以外の接続	2
第5条	設備の破壊・持ち出し	1～30
第6条	不正アクセス	5～30
第7条	知的財産権侵害	1～30
第8条	公序良俗違反	5～30
第9条	犯罪と認定される行為	15～30
第10条	システム妨害	10～20
第11条	営利行為	1～30
第12条	携帯パソコンの利用ルール	1～20

に達したといえる。

2003年度においては、ライセンス制度のさらなる定着を全学挙げての活動として位置づけ、1年次生には、必修の授業である「情報リテラシー」(経営学部)および「情報リテラシー演習」(経営情報学部)において、ライセンス制度の説明と仮ライセンス証の交付を行うほか、「基礎ゼミ」において全4コマの情報関連講義(Web利用、著作権、セキュリティ、ライセンス制度の復習)を行い、情報倫理の啓蒙を図ることとなった。

一方、2・3年次生にはそれぞれの必修科目の授業の1コマでライセンス更新のための授業を実施、4年次生は就職活動中であることを踏まえ別途説明会を開催というように、学年の特性に合わせた活動を実施している。

この結果、6月13日時点で、交付率(1年次生は仮ライセンス証)は78.6%となり、説明会継続中の4年次生以上を除いた交付率は95.1%に達している。

4. 制度の実効性確保のための工夫

ここでは、ライセンスの交付率向上と制度の実効性確保を目的として行った様々な工夫について報告する。

(1) ライセンス更新時の説明内容

制度発足時には制度の目的と内容、留意事項等の説明を全学年一律に実施したが、2003年度は2年次以上の学生に対しては著作権を中心とした説明内容に切り替えて更新説明会を実施した。これは、網羅的な内容を繰り返すのではなく、より具体的でトピックな話題を重点化して取り上げることにより、学生の理解に幅をもたせるためである。

(2) 教職員の巻き込み

初年度は情報センターが主体となって実施した説明を、2003年度はセンター以外の教員

が実施することにより、実際に授業を実施する教員自身の制度理解を図った。同時に、パート・派遣を含む全職員に制度説明のストーリーニング講習の視聴と理解度テスト受験を義務づけ、教職員側の理解を深める施策を実施している。

(3) 学生呼び出しの工夫

指導のための呼び出しに応じない学生については、接続許可の仮停止を通知の上実施した。これらの通知について、通常の掲示だけではなく、Webベースの学内情報サービスである“Ca-In”(Campus-Information)や学生宛のメール、携帯パソコンのネットワーク接続時のLog-on-Scriptによる警告等、様々な手段を用いて徹底したことが、高い交付率に結びついたといえる。

5. 制度に対する学生の反応

説明会時には、理解度テスト以外に、パソコン利用やセキュリティに関するアンケートを実施しているが、この中の自由記述のうち、当該制度の評価に関わる記述は、2002年度184記述、2003年度は389記述存在した。これらの記述を下記の基準で5段階に分類し、年度別に集計すると図1のようになる。

【分類基準】

“積極否定”	「面倒」「厳しい」「難しい」「無意味」等
“消極否定”	「従来通りの取り締まりで良い」「制度化する必要に疑問」等
“消極肯定”	「厳しいがやむを得ない」等
“肯定”	「妥当」「あった方がよい」等
“積極肯定”	「良い制度」「必要」「さらに厳しく」「モラル維持に役立つ」「安心」等

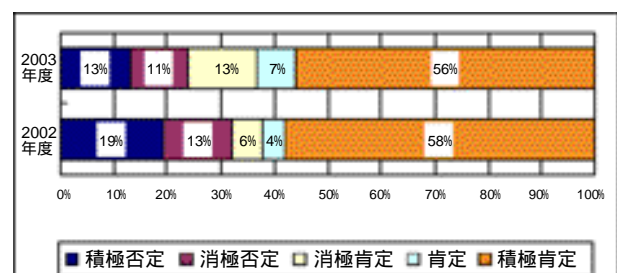


図1 年度別学生の評価

これを見ると圧倒的に肯定意見が多く、注目すべき事に実施後の2003年度のほうが肯定意見の比率が上昇している。内容的に見ても、否定意見のほとんどは、「面倒」「厳しい」といった感覚的な記述であり、きちんとした記述がされた意見も、「違反者だけを今までのやり方で罰すればよい」「制度によって改善されない(されてない)」というものであるのに対し、肯定意見は「学習環境を維持するために必要」「実習室のマナーが向上した(さらに厳しく)」「基準が明確にされてよい」といった、より具体性のあるものが目立った。

この結果を見ても、当制度は順調な立ち上がりを見せたといえる。特に、教室の利用マナーについては学生も危機感を抱いていたようで、それが支持される要因となったようだ。

次に、2003年度の389記述(2~4年次)の評価を学年別に集計したものが図2となる。これを見ると、明らかに下級年次ほど肯定的に評価していることが判る。この事実と他のコメントの傾向から推測すると、入学時にSIGN利用ライセンス制度が発足した2年次生は、この制度に基づく指導を情報環境の利用に関する当然の決め事として受け止める傾向にあり、3年次生は入学時にライセンス制度は存在しなかったものの、携帯パソコン制度の初年度生としてセキュリティ等に関する指導を受けてきた実績があるため、その拡大・制度化版ともいえるライセンス制度に適合しやすかったと考えられる。

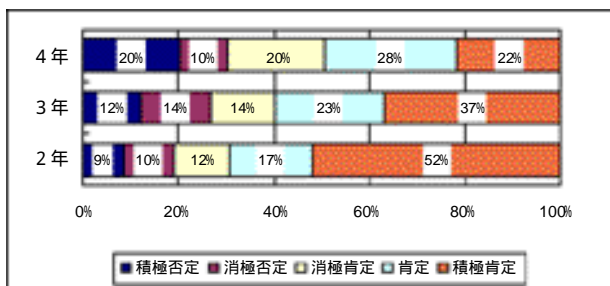


図2 学年別学生の評価

また、利用マナー以外の「情報倫理知識の必要性認識度」について見ると、制度発足年度である2002年度のアンケート中、説明会の内容に対する記述が103件存在した。ここでは、「勉強になった・役にたった」と「再確認できた」が半数以上を占める反面、ネットワークの利用経験が少ない1年生から「わかりづらい・難しい」という意見が相当数出されている。

一方、2003年度のライセンス更新時に実施したアンケートの結果が表3となる。このときには、「著作権」に力点を置いた講習を実施したが、「半分くらいは知っている内容だった」と回答した人数を見ると、授業で触れる確率の高い経営情報学部生のほうが多く、さらに1年次「基礎ゼミ」において「著作権」の授業を1コマ受講した2年次生が3年次生より多い結果となった。この二つのアンケート結果より、比較的知識の少ない状態に入ってきた学生が、授業や講習での繰り返し学習により、必要な情報倫理知識を順次獲得していく様子が見えてくる。

これらの推論についてはもう少し経年的な検証を加える必要があることは言うまでもないが、「しつけ」という意味での「情報倫理リテラシー」醸成にあたっては、カリキュラム体系の中だけではなく、「制度化」することにより、「やってはいけないこと」を明確化し日常的に指導することが有効であるとの結論を導く端緒になり得ると考える。

表3 講習内容に関する感想(2003年度)

	経営		経営情報	
	2年	3年	2年	3年
ほとんど知っている内容だった	10.6%	10.3%	19.3%	19.4%
半分くらいは知っている内容だった	74.0%	58.9%	72.6%	68.6%
知っている内容はほとんどなかった	15.4%	30.9%	8.0%	12.0%

6. 違反の内容と動向

一方、反則行為の発覚は、本運用の開始された2002年10月より2003年7月の間に延べ152件発生した。反則内容については、「飲食」「傘持込み」といったマナー違反が目立っている（表4参照。重複違反があるので発覚件数とは一致しない）。制度の導入にあたり、「違反が目に見える」マナー違反を最初のターゲットとしたことは、制度の存在の認知と効果が感じやすいという面で有効であったと言える。

知的財産権侵害と公序良俗違反については、携帯パソコンのOSバージョンアップの際、バックアップとしてネットワーク上にある学内公開用サーバに保存したデータの中に対象となる音楽ファイルと画像ファイルが含まれていたというものであり、システム妨害の2件は巨大なファイルを添付したメールを送ることにより学内サーバに過大な負荷を掛けたというものである。

前者については、学内ネットワーク構成の無知によるものであり、後者については、規則違反の認知はあったものの与える影響を軽く見ていたことによるものである。

上記の3人については、規則に照らし有期の接続停止が課されることになったが、違反内容について細かい注意と説明をすることにより、問題点の理解と処分の合意を得た。

表4 違反内容別件数

反則内容	件数
飲食	115
傘持込	19
ライセンス不携帯	18
ゲーム	11
携帯電話	2
システム妨害	2
携帯PC利用規則	2
ID貸借	2
知的財産権侵害	1
公序良俗違反	1
合計	173

表5 学年別違反件数

学 年	件数
4年次以上	39
3年次	43
2年次	48
1年次	22

表6 累積違反者

違反回数	人数
1回	131
2回	9
3回	1

次に学年別の違反者数を見ると、学年による差異はほとんど見られない（1年次生が少ないのは単に対象期間が短いため）（表5）。このことは、制度に対する無理解・無認識層が相当の数存在することを示しており、この層に対する継続的なアプローチが必要となっている。

また、累犯数は2回の学生が9人、3回が1人と少数に留まっており、反則点数と罰則を明確にすることによる抑止効果が現われていると言える（表6）。この事実は、制度の厳格な適用と発覚時のフォローが無認識層に対して有効な手段となり得ることを示している。

7. 今後の課題

SIGN利用ライセンス制度は、学生の情報倫理体得を目的とした試みの一つとして、大学全体での取組みが軌道に乗りつつある段階にある。

とはいえ、「情報倫理」に包括される個々の要素は、利用マナーからコンプライアンスを含め多岐に渡っており、内容的にも深い理解を必要とするものが多い。さらに、IT技術の急速な変革により、その内容の変遷もめまぐるしいものがある。

この環境の中で、情報倫理リテラシーを実践しえる学生を送り出すためには、基礎的理解の徹底（＝しつけ）としての制度展開と個々の要素に対する本質的理解・実践を可能とするカリキュラム展開を有機的に連動させることにより、「気付き」を誘発する倫理感覚の育成とそれを裏付ける理論の修得を両立させていく必要がある。

今後は、テーマを絞った講習を繰り返し実施し、学生の修得動向を把握していくことにより、大学全体としての「情報倫理教育体系」の構築を模索していく。